

公益財団法人日本ハンドボール協会
「がんばれハンドボール 20 万人会」 サポート会規約

平成 29 年 4 月

第 1 条 (目的)

公益財団法人日本ハンドボール協会「がんばれハンドボール 20 万人会」(以下本会という)は、公益財団法人日本ハンドボール協会・都道府県ハンドボール協会を財政支援し、もってハンドボール競技の普及発展を支援し、日本代表チームを応援することを目的とする。なお、本会は通称を「がんばれハンドボール 20 万人会」とする。

第 2 条 (会員)

1. ハンドボール競技の普及・発展を支援し、日本代表チームを応援する目的に賛同し、本会に入会を申し込まれた方を会員とする。
2. 会員としての権利は、公益財団法人日本ハンドボール協会、都道府県ハンドボール協会に入会を申し込み、受理された時に成立する。
3. 会員は、名誉会員、特別法人会員、特別会員、グランド会員、フレンド会員、ジュニア会員(18歳以下)、グループ会員の7種別とし、それぞれの会員種別に応じて特典を受けることができる。

第 3 条 (会員期間)

1. 会員としての期間は1ヶ年とする。年会費を納入した月から起算して1ヶ年とする。
2. 会員は月会員制度とし、1ヶ年を経過する2ヶ月前より更新手続きを行う。会員は更新とともに年会費を納入する。
3. 自動更新を希望する会員は、年会費の納入をもって更新とし、第8条に定めるほか会員に申し出のない時は、自動的に更新扱いとする。

第 4 条 (年会費)

1. 会員は次に定める年会費を納入する。

・名誉会員	寄付金とする
・特別法人会員	100,000円
・特別会員	50,000円
・グランド会員	10,000円
・フレンド会員	3,000円
・ジュニア会員	1,000円
・グループ会員	3,000円
2. 年会費は、郵便振替により会員が納入する。
3. 金融機関から口座自動振込を希望する会員は、あらかじめ事務局に申請する。
4. 支払済みの年会費は、退会を理由に返却することはない。

5. 継続して会員登録する場合は、会員期間が終了する1ヶ月前までに更新手続きする。

第5条 (会計)

1. 会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。
2. 会計決算は、公益財団法人日本ハンドボール協会が管理・報告する。

第6条 (会員番号)

会員は、公益財団法人日本ハンドボール協会の所定の方法により会員番号を付与される。

第7条 (特典)

会員は、入会した種別により別表(サポート会員募集案内)に定める特典を受ける。

第8条 (退会)

会員期間中に退会を希望する会員は、任意の書式により退会届けを公益財団法人日本ハンドボール協会事務局に届け出る。

第9条 (届け事項の変更)

1. 会員の届けた事項に変更が生じた時は、公益財団法人日本ハンドボール協会事務局に届け出る。
2. 会員から届け出がないため、通知、送付書類が延着・未着になった場合、本会は責任を追わない。

第10条 (規約の変更、承諾)

本会の規約の変更は、公益財団法人日本ハンドボール協会の決議により発議し、その変更内容を会員に通知送付した時から、1ヶ月以内に会員総数の過半数の異議申し立てがなければ、承認されたものとみなす。

付則

1. この規則は、平成11年4月1日より施行。
2. この規則は、平成12年4月1日に一部改正。
3. この規則は、平成15年4月1日に一部改正。
4. この規則は、平成22年4月1日に一部改正。
5. この規則は、平成29年4月1日に一部改正。